**平成２６年（フ）第２５５号**
奈良県葛城市長尾440番地
債務者　松本　正博
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１０１８号**
名古屋市中村区黄金通５丁目18番地　第５酒井グリーンハイツ604号
債務者　渕田　育実（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森戸　尉之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４１号**
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里487番地の１
債務者　有川　和夫
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯久保力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２６年（フ）第４２号**
静岡県賀茂郡西伊豆町安良里487番地の１
債務者　有川　里美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯久保力也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
静岡地方裁判所下田支部

**平成２６年（フ）第１９６７号**
名古屋市緑区桶狭間神明2304番地　ハイツ森西101号
債務者　林　　鈴子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１７号**
長崎県南島原市深江町丁3130番地、前住所長崎県南島原市有家町蒲河623番地
債務者　菊田　澄洋
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　　志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２６年（フ）第２２４３号**
札幌市豊平区中の島２条５丁目２番８号
債務者　佐藤　重昭
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１２０７号**
京都市中京区壬生森町66番地
債務者　星野　　孝
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　苗子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５９号**
秋田県湯沢市関口字上寺沢68番地22
債務者　佐々木　透
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第３２６号**
群馬県渋川市渋川784番地
債務者　功刀理惠子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３２９号**
群馬県前橋市金丸町214番地８
債務者　牧野久美子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３３６号**
群馬県伊勢崎市曲輪町２番13号　サンモール205
債務者　井田　由美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第７９号**
三重県松阪市大黒田町172番地
債務者　小出喜代治
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
津地方裁判所松阪支部

**平成２６年（フ）第１１３６号**
京都市伏見区下鳥羽北円面田町40番地　ドエルツクマ51号、前住所京都市伏見区上中町625番地１　アドリーム伏見703号
債務者　河合　一充
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１８６号**
京都市伏見区竹田藁屋町72番地　アクアパレス702
債務者　和氣　将人
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１１９１号**
京都府宇治市木幡西浦48番地　デミューズ木幡309号
債務者　栗木　敦子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係